地域密着型特定施設入居者生活介護事業者選定基準

適否判定基準

1. 事業者に係るもの

①　介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。

②　介護保険事業の適正な運営を行っていること。

　・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。

・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。

・ 直近３年間の会計年度において、３年連続して当期純損益が赤字でないこと。

③　「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」及び「松江市物品の販売等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」に規定する指名停止の要件に該当していないこと。

④　法人が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納していないこと。また、法人の代表者が納付すべき国税、都道府県税及び市町村税について滞納していないこと。

⑤　法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団、松江市暴力団排除条例（平成２５年松江市条例第１４号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※１）に該当しないこと。

⑥　事業者として選定され事業所を整備した後１０年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあってはその廃止の日から起算して３年を経過していること、当該事業所を休止した事業者にあっては応募時点で事業所を再開していること。

(2)設置計画に関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の整備時期 | 令和９年３月３１日までに、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業開始が見込まれる計画であること。 |
| 整備予定地 | 1. 自己所有、借地及び借家により松江市内に整備予定地が確実に確保できること。 2. 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。   また、緊急車両が進入できるものであること。   1. 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。 2. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。（※２） 3. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条で定められた土砂災害警戒区域及び第９条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。（※２） |
| 資金計画 | 1. 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。 2. 事業開始後の資金計画が適切であること。 3. 事業開始時の運転資金（年間必要資金の１２分の２以上）が確実に確保できること。 |
| 設備要件 | 1. 「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年３月１４日厚労省令第３４号）及び「指定地域密着型サービス等及び指定地域密着型介護予防サービス等に関する基準について」（平成１８年３月３１ 日老計他０３３１００４）で定められた基準を満たすこと。 2. 定員数は、地域密着型特定施設入居者生活介護については29名とする。既存の有料老人ホーム等の改修により、地域密着型特定施設入居者生活介護以外の有料老人ホーム等が残る場合、当該有料老人ホーム等の定員数を、地域密着型特定施設入居者生活介護の定員数（２９名）とは別に示すとこと。またこの場合、地域密着型特定施設入居者生活介護と当該有料老人ホーム等は別フロアであること。 3. 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。 4. 建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。 5. 既存の建築物を利用する場合、既存の有料老人ホーム等を改修する場合、当該建築物が指定申請までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。 |
| 地元説明  （※別紙スキーム参照） | 地元説明が行われていること。  事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。 |
| 応募数 | 一つの事業者※当たり、１件の地域密着型特定施設入居者生活介護の応募を限度とする。  ※ 出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業を一体的にＰＲしている、事業計画書の内容が同一等の事情から、実質的にグループ法人と判断されるものを含む。 |

※１　暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

１　その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

２　暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

３　暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

４　上記１から３までの者を利用している者（事業者を含む）

５　上記１から３までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

※２　整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別 警戒区域」に該当している場合の取扱い。

「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。

〖地元説明会のスキーム〗

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者（法人名） |  |

●該当する内容の□にチェックをして提出してください。

（令和　　年　　月　　日　時点）

　※この様式は、最初の応募書類提出以降、地域密着型サービス運営委員会による審議が始まる前日まで、何回提出いただいても構いません。

事業者による地元説明会を実施されましたか。

　　　　　　　　　　　　　≪□ 実施した≫　　≪□実施していない≫

誰を対象に地元説明会を行いましたか。（複数チェック可）

　　　　　　≪□ 関係自治会全員≫　　≪□ 関係自治会の会長や役員≫

　≪□ 地権者≫　　≪□ それ以外（　　　　　　　　　　　　　）≫

地元説明会を行った結果どのような意見が出ましたか。

（「肯定的意見」「否定的意見」に分けて記載してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 肯定的意見 | 否定的意見 |
|  |  |